

接続料規則等の一部改正について
(諮問第 3 0 0 5 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書 (案)	4
3	改正概要	5
4	接続料規則の一部改正省令案 (新旧対照表)	8
5	接続料規則の一部を改正する省令の一部改正 省令案	30
	(新旧対照表)		

平成21年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成20年11月25日付け諮問第3005号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

1. 接続料規則の一部を改正する省令案

意 見	考 え 方
<p>意見1 接続料規則に定めている入力値の適正性に関する検証が困難であり、入力値の選定過程の透明性確保について今後検討すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○長期増分費用モデル(以下、「LRIC モデル」という)の入力値選定は、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日付)に基づき、総務省殿にて長期増分費用モデル研究会に諮っていますが、その選定過程については明らかにされていません。このため、接続事業者等では、接続料規則に定めている各種入力値の適正性に関する具体的な検証が困難なものがあるといった課題があります。LRIC モデル入力値の提案内容は各社の経営上の機密情報に該当するケースもあることから、このような機密情報が類推されないこと等に配慮しつつ、少なくとも接続事業者等において入力値の適正性の検証が可能となるよう、LRIC モデル入力値の選定過程の透明性確保について今後検討することを要望致します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>長期増分費用モデルの入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針に則り適切に実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>
<p>意見2 光ファイバに適用される経済的耐用年数は、過去の撤去実績のみで算定することは適切でなく、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○接続料規則において採用されている光ファイバの経済的耐用年数については、情報通信審議会答申「接続料規則の一部を改正する省令案等について」における総務省殿の考え方(平成20年1月29日付)において「今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当」と示されているところです。また、現行の光ファイバの経済的耐用年数は、平成19年12月28日付け弊社共意見書^{※1}で述べた以下の問題を解消することで、更なる長期化の実現が見込まれるため、当該推計方法の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>① 現行の推計方法は、撤去実績のみから算出されており、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化が加味されていないこと。</p> <p>② 再敷設等の理由により本来の寿命を全うする前に撤去された実績が反映されるため、過度に短い経済的耐用年数が設定されてしまうこと。</p> <p>③ 一般的な耐腐食性等の認識に反し、メタルケーブル(24.3年)よりも光ファイバケーブル(15.1年)の方が短い経済的耐用年数になるという矛盾を起こしていること。</p> <p>※1 http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080109_1_4.pdf</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>今回省令において規定された光ファイバの経済的耐用年数については、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示したとおり、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり、適切なものと認められる。</p> <p>なお、光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。</p>

2. 接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

意見	考え方
<p>意見3 き線点 RT-GC 間伝送路費用は当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものであり、基本料原価に戻す方向で見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 今回の「接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」は接続料規則の附則第8項から第13項に係る改定になりますが、ここで規定されているき線点 RT-GC 間伝送路費用は、本年1月に情報通信審議会殿から考え方^{※2}が示されているとおり、当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものです。</p> <p>この度、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(平成20年12月16日付)において、引き続き当該費用を接続料原価に付け替えることとされましたが、暫定的措置という位置づけに変わらないことから、再度当該費用の在り方について接続委員会やユニバーサルサービス委員会等の場で検討し、本来の基本料原価に戻すという方向で見直しを行うべきと考えます。</p> <p>※2 「答申にあるとおり、き線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うことが適当である。このため、平成20年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。」(平成20年1月29日付 接続料規則の一部を改正する省令案等について情報通信審議会からの答申 考え方5より)</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>平成20年12月付情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」において、加入電話に関するユニバーサルサービスコストの算定方法としては、平成21年度からの3年間も引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストを暫定的に接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされた。</p> <p>しかし、き線点RT-GC間伝送路コストは、本来的にはNTT東西の基本料により回収されるべきものであることに変わりはないことから、上記答申が、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点から判断された点も踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法の見直しの中で、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについて改めて検討を行うことが適当である。</p>

平成21年1月29日

総務大臣
鳩山邦夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答申書(案)

平成20年11月25日付け諮問第3005号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で適用期間として、現行の長期増分費用（以下「LRIC」という。）方式（第 4 次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 現行の接続料算定においては、平成 16 年 10 月 19 日付情報通信審議会答申「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」に基づき、平成 17 年度からの 5 年間で NTS (Non-Traffic Sensitive) コストを段階的に接続料原価から控除しているところであり、公衆電話機能及び PHS 基地局回線機能（以下「公衆電話機能等」という。）の接続料についても、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、NTS コストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところである。
- (3) 一方、平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」に基づいて、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図るため、き線点 RT-GC 間伝送路費用相当額を実質的に補てん対象外とした。また、これにより当該費用を NTT 東西のみが負担することとなるため、NTT 東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を加入者交換機能の原価の一部に段階的に算入することが可能とされているところである。
- (4) 他方、き線点 RT-GC 間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、当該費用を二重に負担するおそれが生じている。

このことから、平成 20 年 1 月 29 日付情報通信審議会答申（以下「答申」という。）において、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 RT-GC 間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること」が要望された。
- (5) 今回の接続料規則等の一部改正では、(1) を踏まえて平成 21 年度接続料算定に用いる入力値を更新するとともに、(4) 記載の答申等を踏まえ、平成 21 年度以降の接続料の算定方法等について所要の規定整備を行うこととするものである。

Ⅱ 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

○ L R I C方式による平成 21 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

N T T東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料については、毎年度最新のデータを用いて L R I C方式で再計算することとされているため、平成 21 年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れ替えるものである。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正

○ 公衆電話機能等の接続料原価に加算されている、加入者交換機の接続料原価より付け替えられた N T Sコストのうち、き線点 R T－G C間伝送路費用を控除しなければならない規定の追加

【附則第 8 項から第 13 項関係】

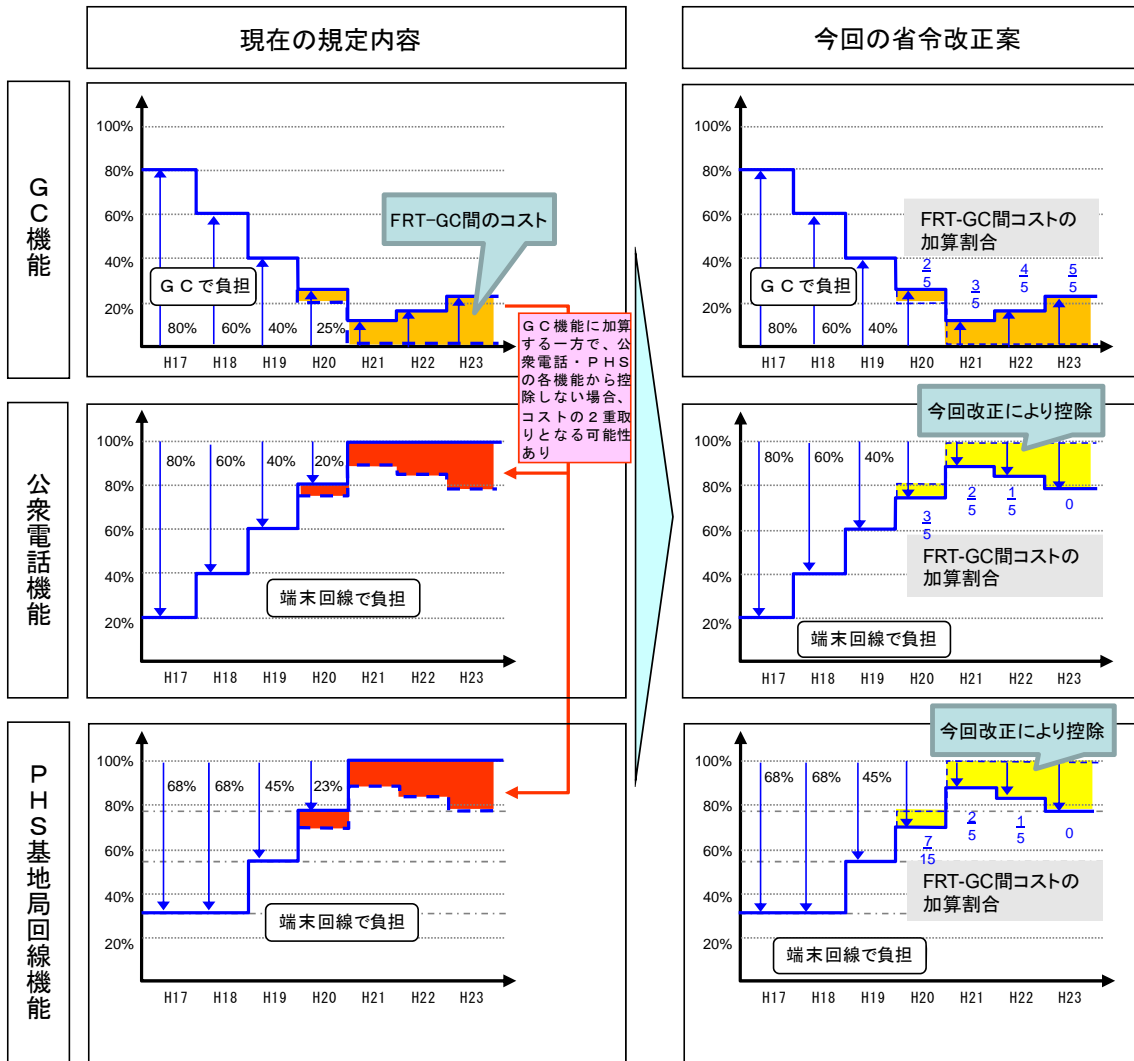
- ① 公衆電話機能等の接続料原価については、N T Sコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところである。
- ② 他方、き線点 R T－G C間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、当該費用を公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、この接続料原価から控除されなければならないき線点 R T－G C間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うおそれが生じている。
- ③ このことから、答申において、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 R T－G C間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討することが適当」とされた。

■ 答申 [抜粋]

今回の接続料規則等の一部改正では、き線点 R T－G C間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及び P H S 基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点 R T－G C間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。

したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点 R T－G C間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること。

- ④ 以上を踏まえ、公衆電話機能等の接続料原価に加算されている、加入者交換機の接続料原価より付け替えられたNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない規定を整備するものである。



接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第1 （略）				別表第1 （略）			
別表第2の1 （略）				別表第2の1 （略）			
別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値				別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値			
項目	数値	単位		項目	数値	単位	
メタルケーブル（小）規格対数(1)	5		対	メタルケーブル（小）規格対数(1)	5		対
メタルケーブル（小）規格対数(2)	10		対	メタルケーブル（小）規格対数(2)	10		対
メタルケーブル（小）規格対数(3)	20		対	メタルケーブル（小）規格対数(3)	20		対
メタルケーブル（小）規格対数(4)	30		対	メタルケーブル（小）規格対数(4)	30		対
メタルケーブル（小）規格対数(5)	50		対	メタルケーブル（小）規格対数(5)	50		対
メタルケーブル（小）規格対数(6)	100		対	メタルケーブル（小）規格対数(6)	100		対
メタルケーブル（小）規格対数(7)	200		対	メタルケーブル（小）規格対数(7)	200		対
メタルケーブル（小）規格対数(8)	400		対	メタルケーブル（小）規格対数(8)	400		対
メタルケーブル（小）規格対数(9)	600		対	メタルケーブル（小）規格対数(9)	600		対
メタルケーブル（小）規格対数(10)	800		対	メタルケーブル（小）規格対数(10)	800		対
メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000		対	メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000		対
メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200		対	メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200		対
メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400		対	メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400		対
メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600		対	メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600		対
メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800		対	メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800		対
メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000		対	メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000		対
メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400		対	メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400		対
メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000		対	メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000		対
メタルケーブル（中）規格対数(1)	5		対	メタルケーブル（中）規格対数(1)	5		対
メタルケーブル（中）規格対数(2)	10		対	メタルケーブル（中）規格対数(2)	10		対
メタルケーブル（中）規格対数(3)	20		対	メタルケーブル（中）規格対数(3)	20		対
メタルケーブル（中）規格対数(4)	30		対	メタルケーブル（中）規格対数(4)	30		対
メタルケーブル（中）規格対数(5)	50		対	メタルケーブル（中）規格対数(5)	50		対
メタルケーブル（中）規格対数(6)	100		対	メタルケーブル（中）規格対数(6)	100		対
メタルケーブル（中）規格対数(7)	200		対	メタルケーブル（中）規格対数(7)	200		対
メタルケーブル（中）規格対数(8)	400		対	メタルケーブル（中）規格対数(8)	400		対
メタルケーブル（中）規格対数(9)	600		対	メタルケーブル（中）規格対数(9)	600		対
メタルケーブル（中）規格対数(10)	800		対	メタルケーブル（中）規格対数(10)	800		対
メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000		対	メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000		対
メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200		対	メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200		対
メタルケーブル（大）規格対数(1)	5		対	メタルケーブル（大）規格対数(1)	5		対
メタルケーブル（大）規格対数(2)	10		対	メタルケーブル（大）規格対数(2)	10		対
メタルケーブル（大）規格対数(3)	20		対	メタルケーブル（大）規格対数(3)	20		対

メタルケーブル (大) 規格対数(4)	30	対
メタルケーブル (大) 規格対数(5)	50	対
メタルケーブル (大) 規格対数(6)	100	対
メタルケーブル (大) 規格対数(7)	200	対
メタルケーブル (大) 規格対数(8)	400	対
メタルケーブル (大) 規格対数(9)	600	対
メタルケーブル (小) 最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル (中) 最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル (大) 最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	k m
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル (小) 最大伝送距離	2	k m
メタルケーブル (中) 最大伝送距離	4	k m
メタルケーブル (大) 最大伝送距離	7	k m
メタルケーブル (小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	200	心
メタルケーブル (小) 径(1)	11	mm
メタルケーブル (小) 径(2)	11	mm
メタルケーブル (小) 径(3)	12	mm
メタルケーブル (小) 径(4)	14	mm
メタルケーブル (小) 径(5)	16	mm
メタルケーブル (小) 径(6)	19	mm
メタルケーブル (小) 径(7)	23	mm
メタルケーブル (小) 径(8)	30	mm
メタルケーブル (小) 径(9)	35	mm
メタルケーブル (小) 径(10)	39	mm
メタルケーブル (小) 径(11)	43	mm
メタルケーブル (小) 径(12)	47	mm
メタルケーブル (小) 径(13)	50	mm

メタルケーブル (大) 規格対数(4)	30	対
メタルケーブル (大) 規格対数(5)	50	対
メタルケーブル (大) 規格対数(6)	100	対
メタルケーブル (大) 規格対数(7)	200	対
メタルケーブル (大) 規格対数(8)	400	対
メタルケーブル (大) 規格対数(9)	600	対
メタルケーブル (小) 最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル (中) 最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル (大) 最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	k m
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル (小) 最大伝送距離	2	k m
メタルケーブル (中) 最大伝送距離	4	k m
メタルケーブル (大) 最大伝送距離	7	k m
メタルケーブル (小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	200	心
メタルケーブル (小) 径(1)	11	mm
メタルケーブル (小) 径(2)	11	mm
メタルケーブル (小) 径(3)	12	mm
メタルケーブル (小) 径(4)	14	mm
メタルケーブル (小) 径(5)	16	mm
メタルケーブル (小) 径(6)	19	mm
メタルケーブル (小) 径(7)	23	mm
メタルケーブル (小) 径(8)	30	mm
メタルケーブル (小) 径(9)	35	mm
メタルケーブル (小) 径(10)	39	mm
メタルケーブル (小) 径(11)	43	mm
メタルケーブル (小) 径(12)	47	mm
メタルケーブル (小) 径(13)	50	mm

インナーパイプ径(空き径)(1)	42	mm
インナーパイプ径(空き径)(2)	33	mm
インナーパイプ径(空き径)(3)	22	mm
インナーパイプ径(空き径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置あたり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.000000	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円
き線管路総延長	147,052	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	1,115	km
情報ボックス総延長	7,123	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
時間帯パラメータ（PHS）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信網サービス）	0.7	—
呼完了率（PHS）	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機あたり最大リンク数	511	リンク/STP
信号用中継交換機対あたり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機あたり処理信号数	64,386	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	10,000	回線
同一単料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	10,000	回線
電話遠隔収容装置（小）最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置（大）最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置（小）使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数（低速）	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速メタル）	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速光）	4	回線/6Mパス

インナーパイプ径(空き径)(1)	42	mm
インナーパイプ径(空き径)(2)	33	mm
インナーパイプ径(空き径)(3)	22	mm
インナーパイプ径(空き径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置あたり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.000000	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円
き線管路総延長	141,526	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	998	km
情報ボックス総延長	6,926	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
時間帯パラメータ（PHS）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信網サービス）	0.7	—
呼完了率（PHS）	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機あたり最大リンク数	511	リンク/STP
信号用中継交換機対あたり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機あたり処理信号数	64,386	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	10,000	回線
同一単料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	10,000	回線
電話遠隔収容装置（小）最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置（大）最大収容回線数	2,900	回線/台
電話遠隔収容装置（小）使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数（低速）	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速メタル）	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速光）	4	回線/6Mパス

総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1S架当たり最大クロック分配数	12	クロック数/架
クロック供給装置-1G基本架当たり最大クロック分配数	144	クロック数/架
クロック供給装置-1S架収容率(遠隔収容装置設置局)	0.8	-
クロック供給装置-1G架収容率(加入者交換機設置局)	0.8	-
クロック供給装置-1G架収容率(中継交換機設置局)	0.8	-
中間中継伝送装置平均距離(52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(2.4G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	IF/台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys(RSBM-F)/IF
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線/IF
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	IF/台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys(A/I/L)/IF
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys/装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置/台
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル/ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE/ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA/ユニット
中継交換機低速パス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャンネル切上単位(1.5M)	24	-
チャンネル切上単位(2M)	30	-
チャンネル切上単位(6M)	96	-
チャンネル切上単位(8M)	120	-
チャンネル切上単位(52M)	672	-
収容52Mパス数(156M)	3	-
収容52Mパス数(600M)	12	-
収容52Mパス数(2.4G)	48	-
インタフェース当たりハイウェイ数(1.5M)	4	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(6M)	2	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(2M)	8	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(8M)	2	HW/IF
ユニット当たり局間インタフェース数(多重変換装置52M)	3	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(多重変換装置156M)	1	システム/ユニット

総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1S架当たり最大クロック分配数	12	クロック数/架
クロック供給装置-1G基本架当たり最大クロック分配数	144	クロック数/架
クロック供給装置-1S架収容率(遠隔収容装置設置局)	0.8	-
クロック供給装置-1G架収容率(加入者交換機設置局)	0.8	-
クロック供給装置-1G架収容率(中継交換機設置局)	0.8	-
中間中継伝送装置平均距離(52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離(2.4G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	IF/台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys(RSBM-F)/IF
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線/IF
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	IF/台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys(A/I/L)/IF
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys/装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置/台
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル/ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE/ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA/ユニット
中継交換機低速パス	8M	1.5M or 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャンネル切上単位(1.5M)	24	-
チャンネル切上単位(2M)	30	-
チャンネル切上単位(6M)	96	-
チャンネル切上単位(8M)	120	-
チャンネル切上単位(52M)	672	-
収容52Mパス数(156M)	3	-
収容52Mパス数(600M)	12	-
収容52Mパス数(2.4G)	48	-
インタフェース当たりハイウェイ数(1.5M)	4	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(6M)	2	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(2M)	8	HW/IF
インタフェース当たりハイウェイ数(8M)	2	HW/IF
ユニット当たり局間インタフェース数(多重変換装置52M)	3	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数(多重変換装置156M)	1	システム/ユニット

ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	1	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	システム／ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス／ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（1 架構成）	1	ユニット／架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（複数架構成）	2	ユニット／架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架／接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F／ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F／ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F／SSWU n i t
架当たり回線数（主配線盤）	150,000	回線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架大）	2,000	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小1）	128	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小2）	256	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架中）	389	心線／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置小）	1	台／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置大）	0.5	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 52M）	30	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 156M）	16	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 600M）	8	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G）	4	台／架
架当たりユニット数（多重変換装置）	5	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M）	2	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M）	3	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	2	ユニット／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	24	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	36	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	48	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	12	52M I F／架
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 52M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 156M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	4	心線／I F
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小）	4	心線／ユニット
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大）	4	心線／ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線／き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線／回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線／回線
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	心線／I F

ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	1	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	システム／ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス／ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（1 架構成）	1	ユニット／架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（複数架構成）	2	ユニット／架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架／接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F／ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F／ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F／SSWU n i t
架当たり回線数（主配線盤）	150,000	回線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架大）	2,000	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小1）	128	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小2）	256	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架中）	389	心線／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置小）	1	台／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置大）	0.5	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 52M）	30	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 156M）	16	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 600M）	8	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G）	4	台／架
架当たりユニット数（多重変換装置）	5	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M）	2	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M）	3	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	2	ユニット／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	24	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	36	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	48	52M I F／架
架当たり 52Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	12	52M I F／架
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 52M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 156M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	4	心線／I F
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小）	4	心線／ユニット
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大）	4	心線／ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線／き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線／回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線／回線
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	心線／I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	心線／I F

主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率（ATM系、ADSL地域IP）	1	—
伝送装置共用比率（光地域IP）	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（156M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（600M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（2.4G）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（52M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（156M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（600M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（2.4G）	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（変復調回線切替装置）	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（無線送受信装置）	5	ユニット/架
クロック供給装置-1S架収容率（無線単独局）	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数（遠隔収容装置）	1	—
混在収容時効率低下係数（加入者交換機）	1	—

主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率（ATM系、ADSL地域IP）	1	—
伝送装置共用比率（光地域IP）	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（156M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（600M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（2.4G）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（52M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（156M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（600M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（2.4G）	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（変復調回線切替装置）	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（無線送受信装置）	5	ユニット/架
クロック供給装置-1S架収容率（無線単独局）	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数（遠隔収容装置）	1	—
混在収容時効率低下係数（加入者交換機）	1	—

海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁忙時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁忙時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置11アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1	A/ユニット

海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁忙時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁忙時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置11アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1	A/ユニット

分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	3.7	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.6	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	8.4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K 換算)	52	リンク
信号用中継交換機 AC 電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K 換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小 1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小 2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり AC 電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり AC 電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	k c a l / k V A

分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	3.7	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.6	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	8.4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K 換算)	52	リンク
信号用中継交換機 AC 電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K 換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小 1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小 2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり AC 電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり AC 電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	k c a l / k V A

空調1台当たりの能力(1)	30,000	k c a l / 台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	k c a l / 台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A / ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A / 系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置総合効率	0.87	-
整流装置基本部面積	10	m ² / 架
整流装置増設架面積	2	m ² / 架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A / 回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A / 架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² / 架
入力変換効率	0.85	-
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²

空調1台当たりの能力(1)	30,000	k c a l / 台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	k c a l / 台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A / ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A / 系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個 / 架
整流装置総合効率	0.87	-
整流装置基本部面積	10	m ² / 架
整流装置増設架面積	2	m ² / 架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A / 回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A / 架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² / 架
入力変換効率	0.85	-
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²

交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (複数階局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (平屋局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量 (交換機設置局)	0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電装置更改面積(2)	25	m ²
受電装置更改面積(3)	25	m ²
受電装置更改面積(4)	32	m ²
受電装置更改面積(5)	35	m ²
受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA

交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (複数階局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (平屋局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量 (交換機設置局)	0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電装置更改面積(2)	25	m ²
受電装置更改面積(3)	25	m ²
受電装置更改面積(4)	32	m ²
受電装置更改面積(5)	35	m ²
受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA

発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A
発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1,000	k V A
発電装置規定容量(16)	1,500	k V A
発電装置規定容量(17)	1,750	k V A
発電装置規定容量(18)	2,000	k V A
発電装置規定容量(19)	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T - B O X)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T - B O X)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
R T - B O X 土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	-

発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A
発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1,000	k V A
発電装置規定容量(16)	1,500	k V A
発電装置規定容量(17)	1,750	k V A
発電装置規定容量(18)	2,000	k V A
発電装置規定容量(19)	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T - B O X)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T - B O X)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
R T - B O X 土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	-

土地単価時点補正係数 (北海道)	1	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	1	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	1	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	1	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	1	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	1	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	1	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	1	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	1	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	1	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	1	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	1	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	1	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	1	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	1	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	<u>0.0014</u>	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.0681</u>	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	<u>0.0661</u>	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	<u>0.0356</u>	—

土地単価時点補正係数 (北海道)	1	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	1	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	1	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	1	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	1	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	1	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	1	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	1	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	1	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	1	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	1	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	1	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	1	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	1	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	1	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	1	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	1	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	1	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	1	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	1	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	1	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	1	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	1	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	1	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	1	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	1	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	<u>0.0015</u>	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.0688</u>	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	<u>0.0664</u>	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	<u>0.0365</u>	—

監視設備（市内線路） 対投資額比率	<u>0.0132</u>	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	<u>0.0873</u>	—
共用建物 対投資額比率	<u>0.007944</u>	—
共用土地 対投資額比率	<u>0.009922</u>	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.0799</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007	—
車両 対投資額比率	0.0001	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.0057</u>	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.0163</u>	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.0043</u>	—

別表第3
(略)

別表第4の1
(略)

別表第4の2
(略)

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.0468</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>663</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>500,731,894</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>470,656,195</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>472,969,711</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>486,850,802</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>475,283,226</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>496,104,863</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>496,104,863</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>533,121,107</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>523,867,046</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>512,299,470</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>553,942,744</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>551,629,229</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>572,450,866</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>560,883,290</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>500,731,894</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>528,494,076</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>526,180,561</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>526,180,561</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>565,510,320</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>537,748,137</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>535,434,622</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>542,375,168</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>547,002,198</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>535,434,622</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>528,494,076</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>530,807,592</u>	円

監視設備（市内線路） 対投資額比率	<u>0.0135</u>	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	<u>0.0878</u>	—
共用建物 対投資額比率	<u>0.007740</u>	—
共用土地 対投資額比率	<u>0.010378</u>	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.0836</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007	—
車両 対投資額比率	0.0001	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.0058</u>	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.0156</u>	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.0044</u>	—

別表第3
(略)

別表第4の1
(略)

別表第4の2
(略)

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.0494</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>686</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>530,711,820</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>510,921,036</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>501,025,644</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>520,816,428</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>508,447,188</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>535,659,516</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>525,764,124</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>548,028,756</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>587,610,323</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>592,558,019</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>627,191,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>595,031,867</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>530,711,820</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>560,397,995</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>575,241,083</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>565,345,691</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>607,401,107</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>572,767,235</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>567,819,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>585,136,475</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>580,188,779</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>567,819,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>560,397,995</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>570,293,387</u>	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	551,629,229	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	528,494,076	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	549,315,714	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	542,375,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	512,299,470	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	519,240,015	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	505,358,924	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	503,045,409	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	493,791,348	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	491,477,833	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	498,418,378	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	496,104,863	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	486,850,802	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	484,537,287	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	475,283,226	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	470,656,195	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	468,342,680	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	468,342,680	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	475,283,226	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	452,148,074	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.0507	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0276	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	186,367	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	175,255	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	176,109	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	181,238	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	176,964	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	184,657	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	184,657	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	198,334	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	194,914	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	190,641	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	206,026	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	205,172	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	212,865	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	208,591	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	186,367	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	196,624	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	195,769	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	195,769	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	210,300	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	200,043	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	199,188	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	201,753	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	203,462	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	199,188	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	196,624	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	197,479	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	205,172	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	196,624	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	585,136,475	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	560,397,995	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	582,662,627	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	575,241,083	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	543,081,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	538,133,364	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	550,502,604	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	543,081,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	538,133,364	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	525,764,124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	530,711,820	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	535,659,516	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	533,185,668	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	515,868,732	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	510,921,036	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	513,394,884	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	496,077,948	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.0461	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0293	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	187,967	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	181,004	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	177,522	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	184,486	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	180,134	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	189,708	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	186,227	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	200,153	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	200,153	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	194,060	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	207,987	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	209,728	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	221,914	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	210,599	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	187,967	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	198,413	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	203,635	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	200,153	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	214,951	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	202,765	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	201,024	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	207,117	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	205,376	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	201,024	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	198,413	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	201,894	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	207,117	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	198,413	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>204,317</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>201,753</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>190,641</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>184,657</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>193,205</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>188,076</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>187,222</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>183,802</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>182,948</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>185,512</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>184,657</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>181,238</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>180,383</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>176,964</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>175,255</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>174,400</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>174,400</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>176,964</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>168,417</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>325</u>	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>36,590</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>34,408</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>34,576</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>35,583</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>34,744</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>36,254</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>36,254</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>38,939</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>38,268</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>37,429</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>40,449</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>40,282</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>41,792</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>40,953</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>36,590</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>38,603</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>38,436</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>38,436</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>41,288</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>39,275</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>39,107</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>39,610</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>39,946</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>39,107</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>38,603</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>38,771</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>40,282</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>38,603</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>40,114</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>39,610</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>37,429</u>	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>206,246</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>203,635</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>192,320</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>190,579</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>194,931</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>192,320</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>190,579</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>186,227</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>187,967</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>189,708</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>188,838</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>182,745</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>181,874</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>181,004</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>181,874</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>181,004</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>181,004</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>181,874</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>175,781</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>338</u>	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>42,071</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>40,512</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>39,733</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>41,291</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>40,317</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>42,460</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>41,681</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>44,798</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>44,798</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>43,434</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>46,552</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>46,941</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>49,669</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>47,136</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>42,071</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>44,409</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>45,577</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>44,798</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>48,110</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>45,383</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>44,993</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>46,357</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>45,967</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>44,993</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>44,409</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>45,188</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>46,357</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>44,409</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>46,162</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>45,577</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>43,045</u>	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	36,254	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	37,932	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	36,925	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	36,757	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	36,086	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	35,918	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	36,422	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	36,254	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	35,583	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	35,415	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	34,744	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	34,408	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	34,240	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	34,240	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	34,744	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	33,065	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	325	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	304,095	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	285,888	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	287,289	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	295,692	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	288,689	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	301,294	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	301,294	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	323,703	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	318,101	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	311,098	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	336,308	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	334,908	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	347,513	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	340,510	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	304,095	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	320,902	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	319,502	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	319,502	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	343,311	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	326,504	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	325,104	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	329,305	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	332,106	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	325,104	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	320,902	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	322,303	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	334,908	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	320,902	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	333,507	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	329,305	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	311,098	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	301,294	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	315,300	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	306,897	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	42,655	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	43,629	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	43,045	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	42,655	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	41,681	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	42,071	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	42,460	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	42,266	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	40,902	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	40,512	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	40,707	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	39,343	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	338	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	310,603	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	299,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	293,282	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	304,829	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	297,612	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	313,490	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	307,716	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	320,707	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	343,802	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	346,689	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	366,897	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	348,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	310,603	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	336,585	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	330,811	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	355,349	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	335,141	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	332,254	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	342,358	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	339,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	332,254	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	333,698	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	342,358	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	327,924	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	340,915	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	336,585	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	317,820	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	314,933	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	322,151	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	317,820	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	305,496	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	299,894	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	298,493	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	302,695	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	301,294	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	295,692	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	294,292	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	288,689	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	285,888	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	284,488	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	284,488	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	288,689	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	274,684	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	448,510	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	420,870	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	422,996	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	435,753	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	425,122	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	444,258	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	444,258	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	478,277	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	469,772	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	459,141	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	497,413	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	495,286	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	514,422	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	503,791	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	448,510	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	474,024	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	471,898	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	471,898	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	508,044	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	482,529	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	480,403	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	486,782	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	491,034	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	480,403	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	474,024	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	476,151	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	495,286	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	474,024	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	493,160	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	486,782	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	459,141	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	444,258	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	465,520	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	452,763	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	450,636	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	442,132	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	440,005	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	446,384	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	314,933	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	307,716	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	310,603	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	313,490	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	312,047	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	301,943	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	300,499	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	299,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	300,499	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	299,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	299,056	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	300,499	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	290,395	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	460,379	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	434,048	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	451,602	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	440,631	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	464,767	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	455,990	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	491,098	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	491,098	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	475,738	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	510,845	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	515,234	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	545,953	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	517,428	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	460,379	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	486,709	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	499,874	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	491,098	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	528,399	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	497,680	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	493,292	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	508,651	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	504,263	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	493,292	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	486,709	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	495,486	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	508,651	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	486,709	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	506,457	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	499,874	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	471,350	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	466,961	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	477,932	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	471,350	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	466,961	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	455,990	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	460,379	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	464,767	円/km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	444,258	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	435,753	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	433,627	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	425,122	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	420,870	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	418,744	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	418,744	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	425,122	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	403,860	円/km
管路延長km当たり施設保全費	80,755	円/km
中口径管路亘長km当たり施設保全費	80,755	円/km
とう道亘長km当たり施設保全費	80,755	円/km
共同溝亘長km当たり施設保全費	80,755	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	80,755	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	80,755	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0557	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0274	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.2162	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率	0.0468	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.0507	—
監視設備（市外線路）市外線路延長km当たり施設保全費	12,251	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長km当たり施設保全費	2,683	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.0276	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0274	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.0358	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	447	円/本
管路1km当たり道路占用料	51,405	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	514,100	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,038,148	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,464	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,464	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,464	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	68	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.00131	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00831	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00227	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00108	—
建物撤去費用対投資額比率	0.00196	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.00295	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00123	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00083	—
試験研究費対直接費比率	0.03182	—
1回線当たり接続関連事務費	0.8	円/回線

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	462,573	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	447,213	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	442,825	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	445,019	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	429,660	円/km
管路延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
中口径管路亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
とう道亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
共同溝亘長km当たり施設保全費	82,441	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	82,441	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0568	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0285	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.2181	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率	0.0494	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.0461	—
監視設備（市外線路）市外線路延長km当たり施設保全費	12,788	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長km当たり施設保全費	3,030	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.0293	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.0285	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.0625	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0042	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	449	円/本
管路1km当たり道路占用料	51,777	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	517,501	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,045,671	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,504	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,504	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,504	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	68	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.00107	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00503	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00233	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00112	—
建物撤去費用対投資額比率	0.00238	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.00297	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00119	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00077	—
試験研究費対直接費比率	0.03279	—
1回線当たり接続関連事務費	0.9	円/回線

1回線当たり専用型接続関連事務費	88.9	円/回線
1回線当たり専用回線管理運営費	5,064	円/回線
管理共通費比率	0.14371	—
専用型速度換算係数	260	—
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2263	—
中継系交換回数比例比率	0.4692	—
経済的耐用年数		
交換機	22.9	年
伝送装置	13.3	年
き線点遠隔収容装置	18.1	年
無線伝送装置	6.6	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	24.3	年
地下メタルケーブル	33.2	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	56.4	年
中口径管路	56.4	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	56.4	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	6	年
監視設備（加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械）	6	年
監視設備（市外線路）	10	年
監視設備（市内線路）	13	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	8.8	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

別表第5～第8（略）

1回線当たり専用型接続関連事務費	94.0	円/回線
1回線当たり専用回線管理運営費	5,028	円/回線
管理共通費比率	0.15266	—
専用型速度換算係数	271	—
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2274	—
中継系交換回数比例比率	0.4871	—
経済的耐用年数		
交換機	22.2	年
伝送装置	12.3	年
き線点遠隔収容装置	17.3	年
無線伝送装置	6.6	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	23.7	年
地下メタルケーブル	32.4	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	55.9	年
中口径管路	55.9	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	55.9	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	6	年
監視設備（加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械）	6	年
監視設備（市外線路）	10	年
監視設備（市内線路）	13	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	7.8	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

別表第5～第8（略）

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十二条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に合致させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日が平成二十一年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に合致しているものとみなす。

接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～5</p> <p>6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成二十三年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（基線空遠隔収容装置から</p>	<p>附 則</p> <p>1～5</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（略）</p>

加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額(第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額)を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の四を超えない額を加算するものであること

五 (略)

六 (略)

91 前項第四号から第六号までのき線点遠隔収容装置から加入者交

9) 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10) 前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（~~き線号遠隔収容装置から加入者交換機間のうち遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。~~）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（~~第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増~~

~~換機間のうち遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。~~

10) (略)

11) 前項の加算は、平成二十二年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 (略)

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること。

減するものであつて、き線局遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線局遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線局遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること

11 事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するもの）に限り、専ら

12 (略)

アナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を加算して算定することができる。

12) 前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(き練点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)との接続に関する接続料の原価の三分の二を超えない額(第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き練点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額)を加算するものであること

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き練点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算するものであること

13) 前項の加算は、平成二十一年三月三十一日までの間、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の三分の二を超えない額を加算するものでなければならない。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線占選層収容装置から加入者交換機間のうち、選層収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること

13 附則第八項第四号から第九号まで、附則第十項第一号から第四号まで及び前項第一号から第二号までのき線占選層収容装置から加入者交換機間のうち、選層収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する選層収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

14 ～ 19 (略)

14 ～ 19 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。